

宮城県調整本部 新型コロナウイルス感染患者受入れ調整フロー及び体制図

* 宿泊療養者・感染防止にかかる留意点が遵守できる者で、原則として現在入院中の医療機関の医師が、症状や病床の状況等から必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者。発熱、呼吸器症状、呼吸数、胸部レントゲン、酸素飽和度 SpO2 等の症状や診察、検査所見等を踏まえ、医師が総合的に判断する。（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡に基づき運用）

保健所（県及び仙台市）

帰国者・接触者外来からの情報を含め、情報収集

2 入院患者の基本情報及び重症度判断結果を報告

入院医療機関

医師が重症度（無症状・軽症・中等症・重症）を判断 *

3 入院患者の基本情報及び重症度判断結果を送付
（新規）陽性判定者の基本情報を送付

1 入院患者の基本情報及び重症度判断結果を保健所に報告するよう依頼

宮城県調整本部

本部長：保健福祉部次長（技術担当）
副本部長：医療政策課長
構成員：宮城県
保健福祉総務課長
医療人材対策室長
疾病・感染症対策室長
精神保健推進室長
危機対策課長
消防課長
仙台市
宮城県医師会
有識者

情報収集・所見対応

○入院患者の基本情報及び重症度を把握
（新規）陽性判定者の基本情報を把握

有識者

感染症分野6名
救急医療分野2名
集中治療分野1名

必要に応じて
意見聴取
助言

一度入院して治療を行った後に

症状が軽快した患者

（令和2年4月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

調整事項伝達

○患者の基本情報及び入院医療機関の医師が判断した重症度を確認・伝達
（新規）陽性判定者の基本情報を確認・伝達

無症状・軽症

中等症・重症

調整窓口

4 宿泊療養先の調整・決定

4 転院（入院）先医療機関の調整・決定

患者搬送コーディネーター
統括DMAT等5名

→ 専門領域窓口との調整
（産科・新生児・小児・透析・精神等）

○入院患者の基本情報及び重症度に基づき、転院先医療機関を決定
（新規）陽性判定者の基本情報に基づき、入院先医療機関を決定

5 結果情報共有

5 結果情報共有

宿泊療養施設

保健所
（県及び仙台市）

入院医療機関